

(様式4-1)

参加資格審査申請書
(夢洲第2期区域開発事業者募集)

年 月 日

大阪港湾局長 様
大阪都市計画局長 様

令和8年7月3日付で実施要領が公表された「夢洲第2期区域開発事業者募集」に参加するにあたり、実施要領「Ⅱ. 応募に関する事項」に定められた参加資格要件を満たしていること、並びに提出書類の記載事項及び添付書類について、事実と相違ないことを誓約します。

応募者

名 称 代 表 者 氏 名	
所 在 地	〒
担 当 部 局 名	
役 職 名 ・ 担 当 者 名	
連 絡 先	所在地 〒
	TEL
	FAX
	メール
S P Cへ承継予定 (S P C設立予定の場合のみ)	・ 承継する (該当する場合は、○をつけてください)

【ＳＰＣへ地位を承継する場合は、以下に記入してください。】

夢洲第２期区域開発事業者募集の提案審査において、開発事業予定者として決定した場合には、本実施要領に基づいた提案計画に関し、自ら施設等の建設、事業の実施、運営等を責任をもって行うために、提案計画に記載のとおり以下に記載のＳＰＣを速やかに設立し、ＳＰＣの設立が完了した場合には、地位を承継することします。

【設立予定のＳＰＣ等】

名 代 表 者 名	
所 在 地	〒
電 話 番 号	
役職名・担当者名	

【想定しているスキームを記載してください。】

--

※提案審査書類提出時にＳＰＣ等設立に関する誓約書（様式 13－１）、ＳＰＣ等事業実施計画書（様式 13－２）及びＳＰＣ等事業及び資金調達の全体概要図（様式 13－３）を提出すること。

参加資格審査申請書
(夢洲第2期区域開発事業者募集)

年 月 日

大阪港湾局長 様
大阪都市計画局長 様

令和8年7月3日付で実施要領が公表された「夢洲第2期区域開発事業者募集」に参加するにあたり、実施要領「Ⅱ. 応募に関する事項」に定められた参加資格要件を満たしていること、並びに提出書類の記載事項及び添付書類について、事実と相違ないことを誓約します。

代表企業

名 称 代 表 者 名	
所 在 地	〒
担 当 部 局 名	
役 職 名 ・ 担 当 者 名	
連 絡 先	所在地 〒
	TEL
	FAX
	メール
持 ち 分	
S P Cへ承継予定 (S P C設立予定の場合のみ)	・ 承継する (該当する場合は、○をつけてください)

【企業グループで応募する場合、代表企業以外の構成員は以下に記名してください。】

共有者

名 代 表 者 名	
所 在 地	〒
電 話 番 号	
役 職 名 ・ 担 当 者 名	
持 ち 分	
S P C 承 継 予 定 (S P C 設 立 予 定 の 場 合 の み)	・ 承 継 する (該 当 する 場 合 は 、 ○ を つ け て く だ さ い)

共有者

名 代 表 者 名	
所 在 地	〒
電 話 番 号	
役 職 名 ・ 担 当 者 名	
持 ち 分	
S P C 承 継 予 定 (S P C 設 立 予 定 の 場 合 の み)	・ 承 継 する (該 当 する 場 合 は 、 ○ を つ け て く だ さ い)

共有者

名 代 表 者 名	
所 在 地	〒
電 話 番 号	
役 職 名 ・ 担 当 者 名	
持 ち 分	
S P C 承 継 予 定 (S P C 設 立 予 定 の 場 合 の み)	・ 承 継 する (該 当 する 場 合 は 、 ○ を つ け て く だ さ い)

【ＳＰＣへ地位を承継する場合は、以下に記入してください。】

夢洲第２期区域開発事業者募集の提案審査において、開発事業予定者として決定した場合には、本実施要領に基づいた提案計画に関し、自ら施設等の建設、事業の実施、運営等を責任をもって行うために、提案計画に記載のとおり以下に記載のＳＰＣを速やかに設立し、ＳＰＣの設立が完了した場合には、地位を承継することします。

【設立予定のＳＰＣ等】

名 代 表 者 名	
所 在 地	〒
電 話 番 号	
役職名・担当者名	

【想定しているスキームを記載してください。】

--

※提案審査書類提出時にＳＰＣ等設立に関する誓約書（様式 13－１）、ＳＰＣ等事業実施計画書（様式 13－２）及びＳＰＣ等事業及び資金調達の全体概要図（様式 13－３）を提出すること。

(様式4-3)

参加資格審査（変更）申請書

(夢洲第2期区域開発事業者募集)

年 月 日

大阪港湾局長 様
大阪都市計画局長 様

所在地_____

名称及び代表者氏名_____

令和8年●月●日付で提出した「夢洲第2期区域開発事業者募集」の参加資格審査申請書類について、以下のとおり変更したく、併せて必要書類を提出します。

記

変更内容	
(例) ・構成員Aの追加に伴う資料の様式●●の差替え及び様式●●追加 ・構成員Bの削除に伴う資料の様式●●の差替え及び様式●●の削除 ・様式●の記載誤りによる資料の差替え	など

(様式5)

年 月 日

大阪港湾局長 様
大阪都市計画局長 様

住所又は事務所所在地
フリガナ
商号又は名称
フリガナ
氏名又は代表者名

実印

誓 約 書

私は、夢洲第2期区域開発事業者募集へ参加するにあたり、次に掲げる事項を誓約します。

- I 大阪市所有土地を取得及び借り受けて、本実施要領に基づいた提案計画に関し、自ら施設等の建設、事業の実施、運営等を責任をもって行えること及び、本実施要領に基づき、提案計画に関し施設等の建設完了、事業の実施まで責任を負えることができること。
- II 申込書類の提出日の属する月の前々々月末日時点において納期が到来している、地方税及び国税に係る徴収金（法人税・所得税、法人事業税、法人（個人）市民税、固定資産税・都市計画税[土地・建物]、固定資産税[償却資産]）及び消費税及び地方消費税を完納し、滞納がないこと。
- III 大阪府及び大阪市が大阪府暴力団排除条例及び大阪市暴力団排除条例に基づき、不動産の売払い等から、暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約すること。
 - 1 私は、次の不動産等の売払い及び賃貸借契約に際して、暴力団員又は大阪府暴力団排除条例施行規則第3条及び大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
(売却対象土地の表示)：大阪市此花区夢洲中一丁目1番20、1番25、1番58、3番6、5番1、5番2
夢洲東一丁目2番58、2番61
 - 2 私は、大阪府暴力団排除条例施行規則第3条各号及び大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げるものの該当の有無を確認するため、大阪府及び大阪市から役員名簿などの提出を求められたときは、速やかに提出します。
 - 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪府及び大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
 - 4 私が本誓約書1に該当する事業者であると大阪府及び大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪府及び大阪市の調査により判明した場合は、大阪府が大阪府暴力団排除条例及び大阪府契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪府及び大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

○大阪府暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第十一条 知事は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。
 - 二 入札参加資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあっては、当該入札参加資格者を公共工事等に係る入札に参加させないこと。
 - 三 入札参加資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあっては、必要に応じ、その旨を公表すること。
 - 四 公共工事等に係る入札の参加の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から一年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - 五 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を随意契約の相手方としないこと。
 - 六 公共工事等について元請負人及び下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあっては、当該公共工事等に係る契約を解除すること。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、公共工事等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 知事は、前項各号(第三号を除く。)に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、元請負人及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
 - 3 知事は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○大阪府暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第4号の公安委員会規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与(次号において「利益の供与」という。)をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者(アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。)のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、条例第2条第5号に規定する公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

○大阪市暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
- (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
- (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
- (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
- (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
- (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
- (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置

2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。

3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの

ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者

と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為を

する権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

市区町村税に関する誓約書

(夢洲第2期区域開発事業者募集)

年 月 日

大阪港湾局長 様
大阪都市計画局長 様

所在地_____

名称及び代表者氏名_____実印

夢洲第2期区域開発事業者募集へ参加するにあたり、次に掲げる事項を誓約します。

記

- ・ 当方が納付すべき※1市区町村税に係る徴収金（法人（個人）市民税、市・府民税[特別徴収]、固定資産税・都市計画税[土地・建物]、固定資産税[償却資産]）を完納していること※2
- ・ 上記事実と相違する場合、本募集の参加資格に係る承認を取り消されても、異議のないこと

※1 申込みに必要な書類の提出日の属する前々々月末時点において納期が到来しているもの

※2 証券受託及び分納については、完納とみなしません。

市区町村税に関する調査に対する承諾書

(夢洲第2期区域開発事業者募集)

年 月 日

大阪港湾局長 様
大阪都市計画局長 様

所在地_____

名称及び代表者氏名_____実印

市区町村税に関する誓約書内容の確認のため、次のことを承諾します。

記

- ・申込みに必要な書類の提出日の属する前々々月末日時点において納期が到来している市区町村税に係る徴収金（法人（個人）市民税、市・府民税[特別徴収]、固定資産税・都市計画税[土地・建物]、固定資産税[償却資産]）の納付又は納入状況及び申告状況を、大阪府又は大阪市が調査し、その結果を、本募集の参加資格審査、契約事務及び確認に利用すること。

(様式7)

談合の禁止等に関する誓約書

(夢洲第2期区域開発事業者募集)

年 月 日

大阪港湾局長 様
大阪都市計画局長 様

住所または所在地_____

氏名または名称
及び代表者氏名_____実印

当社は、「夢洲第2期区域開発事業者募集」に応募するにあたり、下記事項1及び2について遵守することを誓約するとともに、下記事項3について協力及び承諾します。

記

- 1 他の応募者と応募の意思、価格、提案内容等、本募集についていかなる相談も行わず、独自に提案及び価格を定めなければならない。また、他の応募者に対して、これらを意図的に開示してはならない。
- 2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。
- 3 上記の事項に反する行為があったと疑われる場合には、府市がヒアリング等を行い、その結果を公正取引委員会等に報告することがある。

(様式8)
年 月 日

都市開発事業等の業務実績
(平成28年1月1日以降に事業が完成したもの)

企業又は代表企業の名称：〇〇〇〇

業務実績				
実績を有する企業の名称				
業務の内容	事業名称・施設名等			
	所在地			
	事業実施時期			
	当該事業における役割			
	関与形態	単体 / 共同企業体 (出資比率 %)		
	事業(関与)期間			
	敷地面積			
	建築面積			
	延べ面積			
	建物最高高さ			
	事業内容			
	民間都市再生事業計画の認定ありの場合	名称		
		認定事業者名		
区域面積				

- ※1 実績は、代表的な実績1件の記載で良い。
※2 事業関与が確認できる資料(リーフレット・書籍のコピー等)を添付のこと。

守秘義務対象資料の開示に関する誓約書

(夢洲第2期区域開発事業者募集)

年 月 日

大阪港湾局長 様
大阪都市計画局長 様

所在地_____

名称及び代表者氏名_____実印

当社は、「夢洲第2期区域開発事業者募集実施要領」に係る計画提案書を作成することを目的（以下「本目的」という。）として、本誓約書を提出した者にのみ開示される資料（以下「守秘義務対象資料」という。）の開示を受けることを希望しますが、守秘義務対象資料の開示を受けるにあたっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第1条（利用の目的）

- 1 当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の開示を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。
- 2 当社は、本書記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を大阪港湾局及び大阪都市計画局（以下「府市」という。）に対して書面をもって誓約した場合に限り、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社が計画提案を行うにあたり守秘義務対象資料を提供する必要がある者に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。
- 3 当社は、自らの責任において、前項の定めにより守秘義務対象資料の全部又は一部を開示した者をして本書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がかかる義務に違反した場合には、当社が本書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。

第2条（秘密の保持）

当社は、府市から開示を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。但し、法律、命令、条例等（以下「法令等」という。）により開示の義務が課される場合はこの限りではありません。

第3条（善管注意義務）

当社は、府市から開示を受けた守秘義務対象資料に含まれる情報が、府市又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、府市又は情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与えるものであることを了解し、守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第4条（個人情報の取扱い）

府市から開示を受けた守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令等により府市及び当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により府市及び当社に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

第5条（期間）

本書に基づき当社が負う義務は、第7条第1項に従った守秘義務対象資料の印刷物等の破棄又は消去の前後を問わず、また当社が夢洲第2期区域開発事業者募集に参加しなかった場合であっても、存続するものとします。

第6条（損害賠償義務）

当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより府市又は第三者（府市に対して守秘義務対象資料を提供した者を含みますが、これに限りません。）に生じた損害を賠償することを約束します。

第7条（印刷物等の破棄等）

- 1 守秘義務対象資料の印刷物等（守秘義務対象資料の印刷物、複写物、複製、翻訳物及びハードディスク等の記録媒体への記録を含みますがこれに限りません。）は、提案審査書類の提出をしないことが判明した時点、又は計画提案審査結果通知の受理後速やかに（又は本書の違反等により府市が破棄等を求める場合は当該請求後速やかに）、すべて破棄又は消去することを約束します。
- 2 前項の規定にかかわらず、法令等若しくは当社の社内規定により社内決裁資料等に守秘義務対象資料の情報が含まれ不可分一体となっている場合、及び、法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により守秘義務対象資料の情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は当該資料・情報等を破棄することなく、当社において適切に保存することを約束します。

第二次被開示者の名称等届出書

年 月 日

大阪港湾局長 様
大阪都市計画局長 様

企業又は代表企業

所在地
商号又は
名称
代表者名

印

当社は、令和8年7月3日付けで実施要領の公表があった「夢洲第2期区域開発事業者募集」の公募について、企業又は代表企業として、令和8年●月●日に提出した「守秘義務対象資料の開示に関する誓約書」（以下「守秘義務誓約書」という。）第1条第2項に基づき、当社が計画提案を行うにあたり守秘義務対象資料を提供する必要がある者として、以下の者を当社の「第二次被開示者」に指定します。また、当社は下記に指定した第二次被開示者に対して、守秘義務誓約書に記載されている事項を遵守させます。

なお、本書は守秘義務誓約書の一部を構成するものとし、守秘義務誓約書第1条第3項のとおり、第二次被開示者が守秘義務に違反した場合には、当社が守秘義務誓約書に違反したとみなされて責任を負うものとします。

記

■ 第二次被開示者

所 在 地	
名 称	
代 表 者 肩 書	
代 表 者 名	
本事業における役割	

- ※ 記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加すること。
- ※ 「本事業における役割」には、担当業務等を記載すること。
- ※ 第二次被開示者の誓約書の写しを添付すること。
- ※ 第二次被開示者への守秘義務対象資料の開示は、本届出書の受理通知を大阪府・大阪市から受けるまでは行ってはならない。